

古物営業法 及び

質屋営業法の
改正は、下記
①のみです



質屋営業法

が改正されます

①主な改正概要【古物営業法、質屋営業法】

許可を受けたことを示す標識を営業所に掲示するとともに、
「氏名又は名称」、「許可をした公安委員会の名称」、「許可証の番号」を事業者のウェブサイトに掲示する必要があります。

※ ただし、次のいずれかに該当する場合は、標識のウェブサイトへの掲載義務が除外されます。

- 常時使用する従業者の数が**5人以下**である場合
- 営業者が管理する**ウェブサイト**を有していない場合

※ 古物営業法第5条第1項第6号に規定するホームページ取引等を行う古物商は、上記の免除規定は適用されません。

※ 質屋営業法では、改正法により、「表示札」から「標識」に名称が変更されますが、様式は変更ありません。

- **施行期日：令和6年4月1日**

②その他の改正概要【古物営業法】

古物営業法第15条の規定により、古物を買受け等するときは、相手方の住所、氏名、職業、年齢を確認しなければなりません。確認の方法として、運転免許証、国民健康保険被保険者証等のほか、**個人番号カード**についても、**確認の方法の例示として追加**されました。

※ 改正前であっても、個人番号カードの提示を受けることで本人確認を行うことは可能でしたが、確認方法の例示として古物営業法に明記されました。

- **施行期日：令和6年1月31日**

